

補助対象経費

補助対象経費	内容
報償費	専門家謝金、運営協力者（構成員を除く）謝金
旅費	専門家旅費、構成員旅費
消耗品費	用紙・文具・雑品等の購入に要する経費
印刷製本費	チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷代、資料等のコピー代
修繕料	物産・不動産の修繕に要する経費
通信運搬費	郵便料、電信電話料、運搬料
広告料	新聞・雑誌・インターネット等への広告掲載に要する経費
手数料	許可取得・行政書類の申請に要する経費
委託料	事業者・団体への委託、外注に要する経費
使用料及び賃借料	イベント・会議等の会場使用料、機器・備品等の借上げ料
工事請負費	土地・工作物等の造成又は製造及び改造等の工事に要する経費
原材料費	資材の購入に要する経費
備品購入費	機器・備品等の購入に要する経費
その他	市長が適当と認める経費

補助対象外経費

- (1) 市の他の補助事業の対象となっている経費
- (2) 飲食に要する経費及び経常的な維持管理経費
- (3) 出資及び出捐に要する経費
- (4) 基金積立金
- (5) その他市長が不相当と認める経費